

京丹後市商工業総合振興条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本方針（第8条―第11条）

第3章 商工業の振興に関する施策（第12条―第15条）

第4章 企業立地の推進に関する施策（第16条―第19条）

第5章 地域資源の活用の促進（第20条―第21条）

第6章 京丹後市新経済戦略推進会議（第22条―第28条）

第7章 雑則（第29条）

附則

京丹後市には、美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野をはじめとする豊かな自然環境があり、そこから農産物、海産物など四季折々の恵みがもたらされるとともに、市内各地には、かつて独自の経済文化圏を形成した「古代丹後王国」の繁栄を彷彿とさせる数多くの古墳や遺跡が存在しています。

市内には、わが国で最も古いと伝えられる古代の「玉作り工房跡」や「製鉄工房跡」、また奈良正倉院に今もなお大切に保管されている「あしぎぬ（絹織物）」の存在などから、本市はわが国最先端の産業が当時として栄えたまちであり、わが国の本格的なものづくりの発祥の地のひとつ、すなわち「日本のものづくりのふるさと」であります。

「古代丹後王国」の時代から脈々と受け継がれてきた丹後のものづくり文化は、時の事業者が常に時代に先駆け、積極果敢に挑戦を続け、多くの難局を乗り越えてきたからこそ、今日のような地域の発展と住民生活の向上をもたらし、産業集積の礎となりました。今では、日本一の絹織物生産量を誇る丹後ちりめんを中心とした織物業と、優れた技術を持つものづくり集団として集積する機械金属業が、恵まれた地域資源を活用した観光業や、多彩で高品質・魅力的な農林水産業等とともに、産業の中核を担い、本市経済を支えています。併せて、自然環境・資源の継承・循環を促す環境循環型の社会の発展と同時に、大都市圏との距離を克服する各種の情報通信基盤の整備を体系的に進めています。

人口減少や超高齢社会の到来、情報通信技術の飛躍的な進歩や経済のグローバル化など、本市を取りまく社会構造が大きく変化する中、商工業が将来にわたり持続可能な発展を図

るためには、この地域全体が、常に時代の変化に即応し、未来志向で挑戦し続けていかななくてはなりません。

このような中、かねてから念願であった京丹後をはじめとする北近畿と大都市圏を結ぶ広域的な道路網や拠点港湾の整備など、京丹後の経済発展に必要な社会基盤の整備が進み、同時に、アジアの中でも環日本海の地政的重要性が高まるなかで、新しい時代の豊かさを象徴する環境、健康分野などにおける多くの魅力や価値を有する私たち北近畿地域が、わが国の将来の繁栄をけん引する地域軸の一つとなる「北近畿新時代」を迎えます。

今こそ、商工業者は、他の産業分野の従事者とともに、地域の経済活力の核として、又地域産業に貢献する人づくりの場として、従業者に対して生きがいの感じられる職場を提供するとともに、地域経済を支える重要な担い手であることを自覚しなければなりません。一方、行政は、商工業者をはじめ産業従事者の力を思う存分に発揮でき、かつ創意工夫で新しい市場を切り拓く挑戦のできる、他地域に劣ることのない総合的な環境づくりとできる限りの支援に尽くし、そして、市民一人ひとり、地域経済活動を支える一員であるとの認識を深めることが重要です。

ここに、地域社会が一体となり、長い歴史を通じて先人の方々に築いていただいた京丹後の伝統的な商工業とその基盤の維持、発展を大切に基礎としつつ、そのうえに、各種の情報通信基盤を活用したテレワークなど未来型の産業・就業スタイルも推進しながら、自然環境を大切に再生可能エネルギー生産や包括的な環境循環の推進、豊かな農山漁村環境と恵まれた地域資源を活かした農林漁業や観光業等との多角的、総合的な連携を推進し、商工業が農林水産業や観光業などの他の産業分野とよく一体となって、21世紀の豊かさを築く大きな付加価値を京丹後から創造し、もって、わが国経済社会の発展に貢献するとともに将来にますます希望のもてる活気に満ちた地域経済とまちづくりの実現をめざし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市商工業の振興及び企業立地の推進に関し基本となる事項を定め、市の責務並びに商工業者及び商工関連団体等の役割を明らかにすることによって、体系的な施策の実施による本市商工業の総合的な振興を図り、もって多様で活力のある地域経済の発展と豊かな市民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条各号のいずれかに該当し、市内に営業所、事務所、工場その他事業施設（以下「事業所」という。）を有する者をいう。
- (2) 商工関連団体 商工会法の規定に基づく商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号のいずれかに該当するもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会又はこれらに準ずる団体で、本市商工業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する商工業者をいう。
- (4) 大企業者 前号に定めるもの以外の商工業者をいう。
- (5) 企業立地 市内に事業所を新設又は増設することをいう。
- (6) 立地企業 企業立地をしようとし、又は企業立地をした者をいう。
- (7) 地域資源 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 農林水産物又は鉱工業製品
 - イ 鉱工業製品の生産に係る技術
 - ウ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源
 - エ 道路、鉄道、情報通信網その他の社会基盤
 - オ 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電その他の再生可能エネルギー
 - カ 人又は地域共同体
 - キ その他事業活動に利用可能な市内の自然的経済的社会的条件
- (8) 農林漁業者 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- (9) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第8条に定める基本方針に基づき、商工業の振興及び企業立地の推進を図るための施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、京都府、商工業者、商工関連団体、観光関連団体、農林漁業者の組織する団体、大学その他研究機関等と緊密な連携を図るもの

とする。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、第23条で定める調査審議結果を尊重するものとする。

(商工業者の役割)

第4条 商工業者は、自らが地域経済の基盤となっていることを認識し、雇用機会の確保、人材の育成等、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 商工業者は、経済的及び社会的環境の変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

3 商工業者は、自らの事業活動が地域環境に与える影響を認識し、調和のとれた、市民が安心して生活することのできる地域社会の構築に努めるものとする。

(商工関連団体の役割)

第5条 商工関連団体は、自らの組織の強化に努めるとともに、商工業者（新規創業により商工業者となる見込みの者を含む。）を支援し、市と協力して商工業の振興及び企業立地の推進に努めるものとする。

(中小企業者及び大企業者の役割)

第6条 中小企業者及び大企業者は、互いが地域経済の基盤形成と雇用環境の整備に欠くことのできない重要な役割を担っていることを認識し、相互に連携、補完しつつその役割を果たすよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、商工業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備に重要な役割を果たしていることを理解し、労働者、消費者として、その振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、商工業の振興及び企業立地の推進を図るものとする。

(1) 商工業者の経営安定と再生

(2) 商工業者の成長支援

(3) 新規創業と新産業の創出

(4) 企業立地の推進

(中小企業者の振興)

第9条 市は、中小企業者が商工業の振興及び雇用の確保、創出に関してこれまで果たしてきた役割を認識し、中小企業基本法及び中小企業憲章（平成22年6月18日付閣議決定）の理念に基づき、中小企業者自らの意欲的かつ創造的な活動を尊重し、その振興を図るものとする。

2 市は、前項に基づき中小企業者の意欲的かつ創造的な活動を支援することとし、次章に定める施策を実施する。

（便宜の供与）

第10条 市は、商工業者（新規創業により商工業者となる見込みの者を含む。第15条及び第20条において同じ。）及び立地企業に対し、市の商工業の振興上必要と認める条件の整備その他の便宜を供与することができる。

（財政上の措置）

第11条 市は、商工業の振興及び企業立地の推進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 商工業の振興に関する施策

（商工業者の経営安定と再生支援）

第12条 市は、商工業者の経営の安定と再生を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）経営基盤の維持及び強化に必要な施策
- （2）経営の改善及び再生に必要な施策
- （3）資金供給の円滑化に必要な施策
- （4）前各号に掲げるもののほか、商工業者の経営の安定化及び再生を推進するために必要な施策

（商工業者の成長支援）

第13条 市は、商工業者の成長を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）経営革新、技術開発、設備導入及び販路開拓に必要な施策
- （2）新たな事業分野への進出及び新たな事業の創出に必要な施策
- （3）前各号に掲げるもののほか、商工業者の成長を支援するために必要な施策

（新規創業と新産業の創出）

第14条 市は、商工業の成長発展及び雇用の創出が期待される新規創業と新産業の創出を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）新規創業の創出に資する施策

(2) 新産業の創出に必要な調査、情報の提供

(3) 前各号に掲げるもののほか、新規創業と新産業の創出を図るために必要な施策
(商工業の振興に対する助成)

第15条 市は、商工業の振興を図るため、商工業者に対し、補助金の交付その他の必要な助成措置を講ずるものとする。

第4章 企業立地の推進に関する施策

(企業立地の推進)

第16条 市は、企業立地の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 企業立地のための基盤整備及び環境整備

(2) 企業立地のための情報収集及び提供並びに誘致活動

(3) 立地企業に対する相談対応及び支援体制の整備

(4) 立地企業に対する支援措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、企業立地の推進のために必要な施策

(市内産業の均衡発展への配慮)

第17条 市は、前条に定める施策を実施するにあたっては、市内産業の均衡、調和ある発展に配慮しなければならない。

(立地企業に対する助成)

第18条 市は、企業立地の推進を図るため、立地企業に対し、補助金の交付その他の必要な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、立地企業が前項に定める助成措置を行うに当たっての条件（以下「助成条件」という。）を遵守することが出来なくなったと明らかに認められる場合は、補助金その他助成措置により給付した物（以下「助成物」という。）の全部又は一部の返還若しくはその代替物の納付（以下「助成物の返還等」という。）を求めることができる。

3 立地企業は、市が前項に基づき助成物の返還等を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(助成措置を受けた立地企業の配慮等)

第19条 前条の規定による助成措置を受けた立地企業は、助成条件を遵守するとともに、周辺地域の環境の保全、市内に住所を有する者の雇用その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮しなければならない。

第5章 地域資源の活用の促進

(地域資源の活用と人材の育成)

第20条 市は、商工業者が行う地域資源を活用した商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を促進する。

2 市は、商工業者の事業活動を担う優秀な人材の確保、育成及び誘致を図るため、職業能力の向上、就業環境の整備、地域産業への理解及び職業観の形成を図るための教育活動の実施その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(商工業者と農林漁業者及び観光事業者等との連携)

第21条 市は、商工業者の経営の向上を図るため、農林漁業者及び観光事業者等との有機的連携を促進する。

第6章 京丹後市新経済戦略推進会議

(新経済戦略推進会議の設置)

第22条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市新経済戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 社会構造、経済状況、本市地域環境に即した、施策の評価及び見直しに関すること

(2) 第8条に定める基本方針に基づく、体系的な施策の推進及びその進行管理に関すること

(3) その他本市商工業の総合的な振興に関すること

(組織等)

第24条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、商工業者、商工関連団体、観光関連団体及び農林漁業者の組織する団体などの代表者、商工業に関する有識者、大学など研究機関の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第25条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第26条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第27条 推進会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(その他)

第28条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 月 日から施行する。

(京丹後市工場立地促進条例の廃止)

2 京丹後市工場立地促進条例(平成16年京丹後市条例第255号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の条例第3条の規定により指定を行った工場に対する奨励金の交付、奨励金の交付期間の奨励措置については、なお従前の例による。